

発議案第1号

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年2月14日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議長 地下誠幸様

提出者	千葉県後期高齢者医療広域連合議会
議員	中山和夫
賛成者	千葉県後期高齢者医療広域連合議会
議員	齊藤博
同	宮内保
同	飯生喜正
同	後藤浩一郎
同	末益隆志
同	在原直樹
同	加藤忠勝
同	大網正敏
同	土井茂夫
同	鈴木辰也

発議理由

女性をはじめとする多様な人材の議会への参画を促進するための環境整備を図る観点から、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産における産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図る。

また、行政手続等において原則として押印を廃止する国の動向を踏まえ会議規則の押印等の見直しを行うため、所要の改正を行うもの。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第84条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第131条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。